

添付資料 08 県営王ヶ崎住宅建替工事に伴う計画について（協議・回答）

5公住第1015号

令和6年3月12日

道路管理者

豊橋市長

殿

愛知県建築局公共建築部公営住宅課長

（公印省略）

県営王ヶ崎住宅建替工事に伴う計画について（協議）

豊橋市王ヶ崎町地内における県営王ヶ崎住宅建替工事に伴う道路整備工事について、下記のとおり協議します。

- | | |
|---------|--------------------|
| 1. 施設名 | 県営王ヶ崎住宅 |
| 2. 工事場所 | 豊橋市王ヶ崎町地内 |
| 3. 工事内容 | 王ヶ崎住宅建替工事に伴う道路整備工事 |
| 4. 添付書類 | 位置図（現況配置図、建替計画図） |
| 5. その他 | 工事施工後、当該道路を豊橋市へ引継 |

担 当 計画・指導グループ 山本

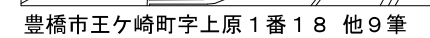
電 話 052-954-6573

FAX 052-951-3421

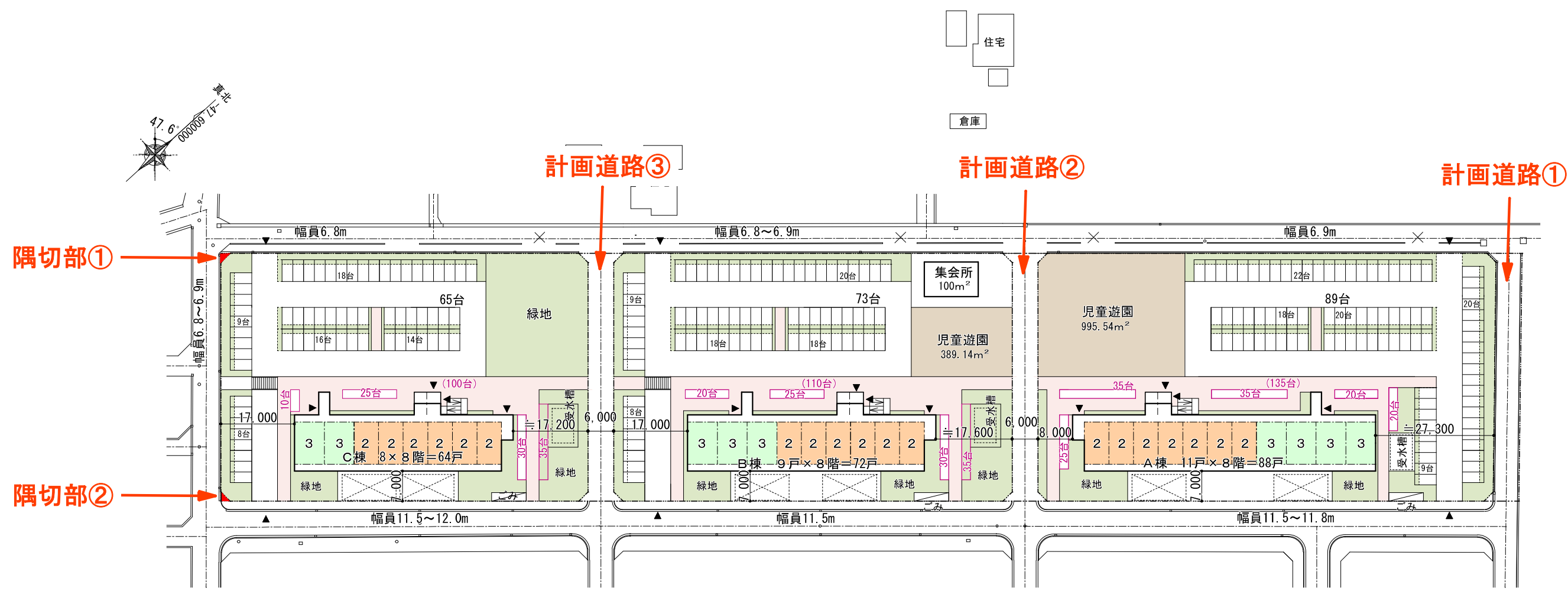
E-mail koeijutaku@pref.aichi.lg.jp



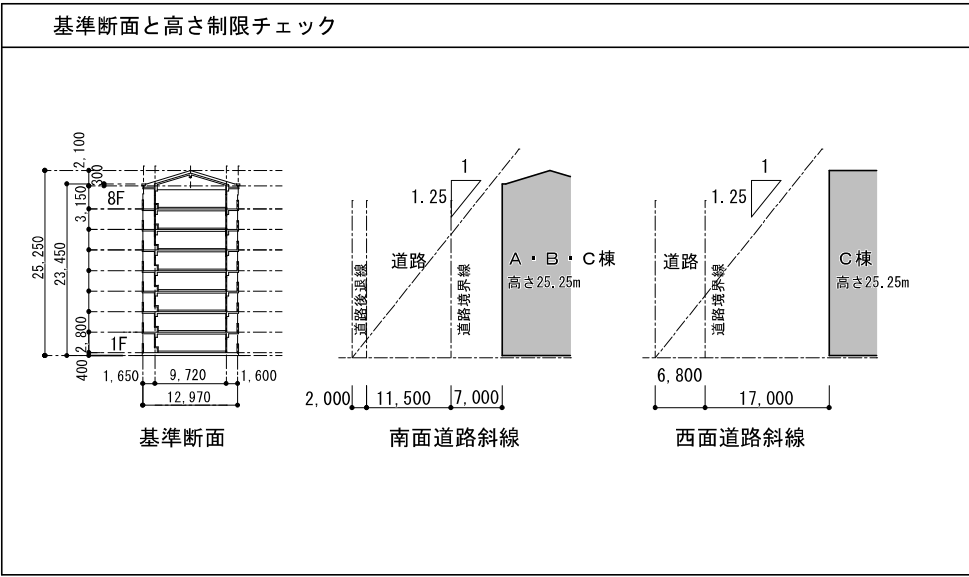
王ヶ崎住宅 現況配置図



建替計画図



計画概要		
住戸数	A棟 88戸 (2DK 56戸／3DK 32戸)	5,492㎡
	B棟 72戸 (2DK 48戸／3DK 24戸)	4,515㎡
	C棟 64戸 (2DK 48戸／3DK 16戸)	3,980㎡
	合計 224戸 (2DK 152戸／3DK 72戸)	
駐車場	227台 (101.3%)	
集会所	平屋 1棟 100㎡	
自転車置場	345台 (154.0%)	
歩道		
児童遊園	1,384.68㎡	
	基準：6㎡×224戸＝1,344㎡以上	
緑地	3,563.04㎡	
ごみ置場	豊橋市基準：住戸数×0.1㎡以上	



6 豊土管第 3 3 9 号
令和 6 年 3 月 2 6 日

愛知県建築局公共建築部公営住宅課長 様

豊橋市長 浅井 由崇
(公 印 省 略)

県営王ヶ崎住宅建替工事に伴う計画について (回答)

令和 6 年 3 月 1 2 日付け 5 公住第 1 0 1 5 号にて依頼のありました件については、下記条件を付して承認します。

記

- ・別添「寄附基準適用状況」及び「個別指摘一覧」に則していること。

以上

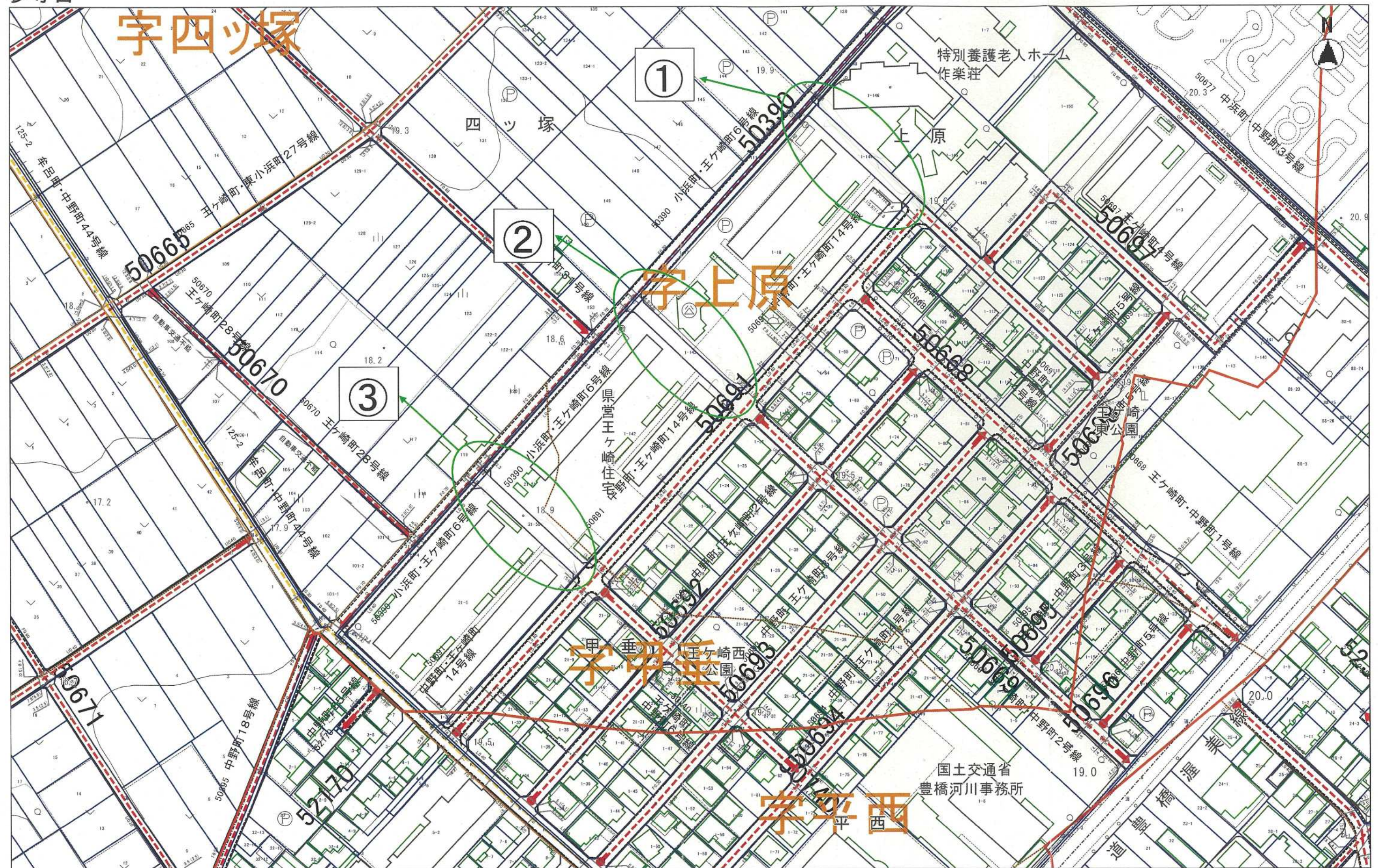
豊橋市役所 建設部 土木管理課
台帳グループ ■■■■■
電話 ■■■■■

寄附基準適用状況

	項目
私道	セットバック部分の寄附の有無
	・愛知県都市計画決定（S45. 11. 24告示）施行前に築造された道路。 ・施行後の場合は、隣接地に75%以上に住宅がある通り抜け道路
	有効幅員4m以上6m以下
	道路管理者（豊橋市）が舗装した履歴がない ※個人でその後打ち直した場合は除く
隅切	両側/曲がり角 3m以上5m以内 差1m以内 片側 4m以上5m以下
交差点	交差点の交差角 75度以上90度以下
舗装	路面舗装アスファルトまたはコンクリート
側溝	J I S 規格又は市が通常使用するもの。車道の側溝は耐荷重25トン以上。
	道路横断部は横断用製品
	異なる形状の側溝を接続する場合集水枥設置
	P U 3 型：5mに1 か所 スリット側溝：20mに1 か所グレーチング L 字側溝：30mに1 か所雨水枥
勾配	縦断勾配は、原則5. 0%以内
	横断勾配は、1. 5%両勾配。 ※既設道路は除く。
安全施設	交差点部に停止指導線、T 字マーク及び十字マーク
付属物	道路付属物に影響がある場合 移設等を行うこと
占用物	電柱等あれば管理者と協議し移設
	個人埋設物・占用物は不可
登記	所有権以外の権利が設定されていない
	分筆登記が完了しており、所有権移転登記が速やかにできる
	民地側にコンクリート杭。設置困難な場合には、プラスチック杭又はビス止めプレート。

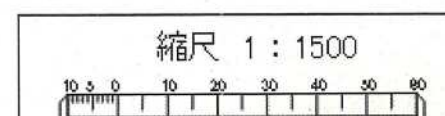
路線	項 目	写真番号	内 容
共通	☐ 舗装構成（5,15）（5,10）について		☐ 豊橋市基準（5,20） 縦断勾配5.0%以内、横断勾配1.5%両勾配
共通	☐ 乗入口		☐ PU3にする等、市の乗入設置基準を満たす構造
共通	☐ 南側乗入口不要箇所		☐ 乗入口撤去し、歩道舗装
共通	☐ グレーチング蓋		☐ グレーチング蓋撤去。蓋設置不要
共通	☐ 県用地と移管されるU字側溝		☐ 越境がないよう縁切りした形で移設
共通	☐ 交差点箇所へT字または十字マーク、停止指導線		☐ 明示がない箇所へは区画線設置
共通	☐ 隅切り		☐ 3m以上5m以内で両側に設けること
共通	☐ 境界杭		☐ 県用地側に境界杭設置
③	☐ 隅切り近くにある電柱	2,3	☐ 住宅用地へ移設
②	☐ 隅切り近くにある集水桝	8	☐ ②No.8壊れている。
② ③	☐ 移管しない場合の排水先	8,11	☐ 県用地側の排水先の確保が必要 市道排水先の集水桝は市にて移設
②	☐ U字側溝増し打ち擁壁	12	☐ U字側溝が越境するため、移設
① ②	☐ U字側溝に添架されている転落防止柵	13	☐ 撤去
②	☐ 4棟側のH700のU字側溝	20,21,22	☐ 宅地と道路高下げて浅い側溝に布設替え
① ②	☐ 北側道路へ急勾配で擦り付けされている	26,28	☐ 縦断勾配が基準を満たしていない場合は修正
②	☐ U字側溝への上から排水管は不可	17	☐ 適切な接続にすること
②	☐ 集会所南側駐車場側の集水桝	14,15	☐ 移設（寄附ならば県負担、寄附しない場合は市負担）
① ②	☐ 作楽荘側の深いU字側溝と転落防止柵	30,31,32	☐ 作楽荘用地は大蔵省用地=国のため、盛土し、上流側の市の排水を切替（市負担）すれば、U字側溝を浅く布設替えでできるのではないかと。 ☐ 浅く布設替えできれば、転落防護柵も不要となる。出来なければ、転落防止柵がU字側溝に添架されているため撤去し、基準通り道路側へ設置すること。

参考図

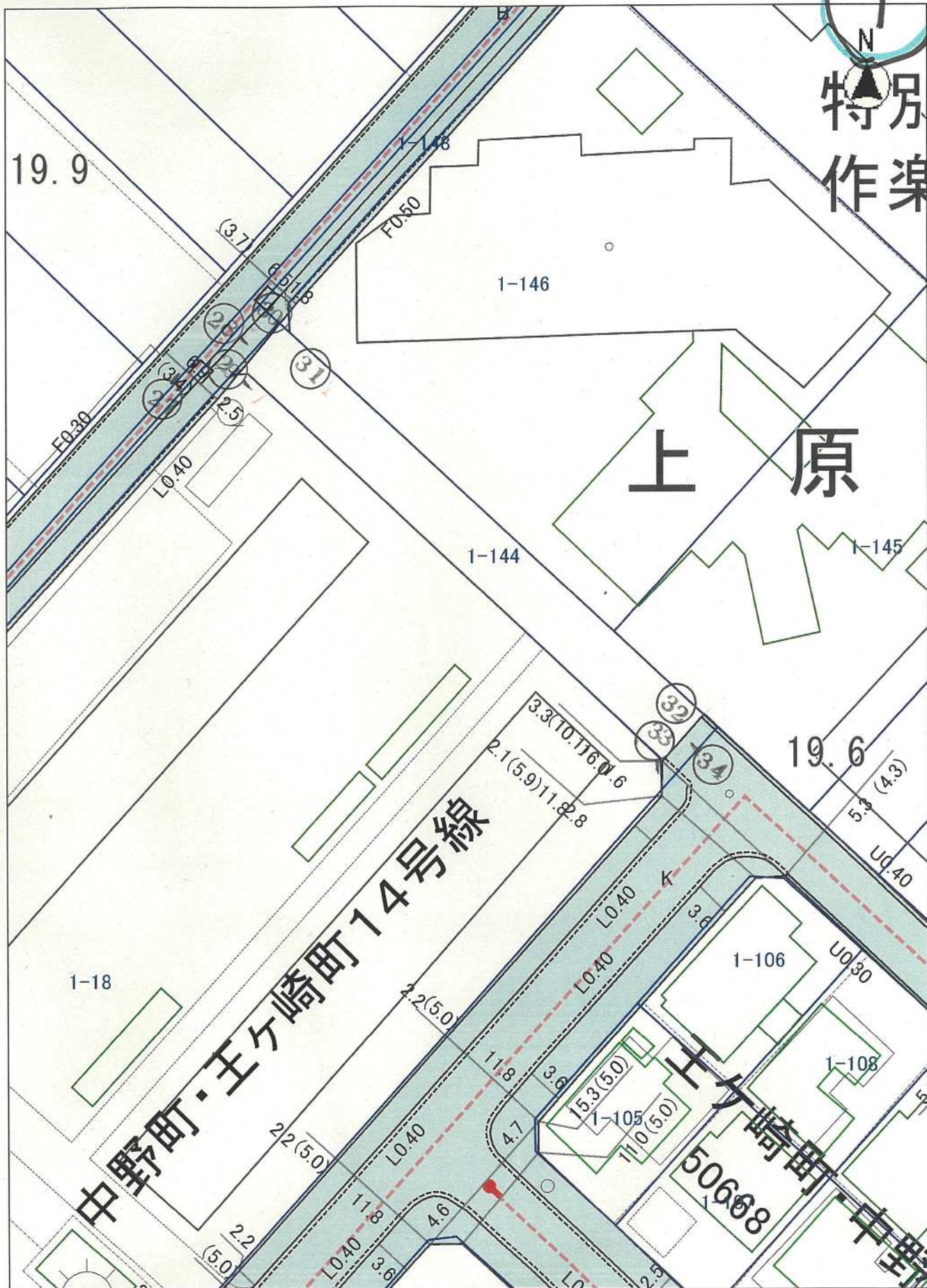


この図面は、概略位置を示すものであり
現地とは異なる場合がありますので
権利関係には使用できません

筆面、家屋外形図は参考図です



ユーザーID: dobokukanri_26
印刷日: 令和05年06月28日



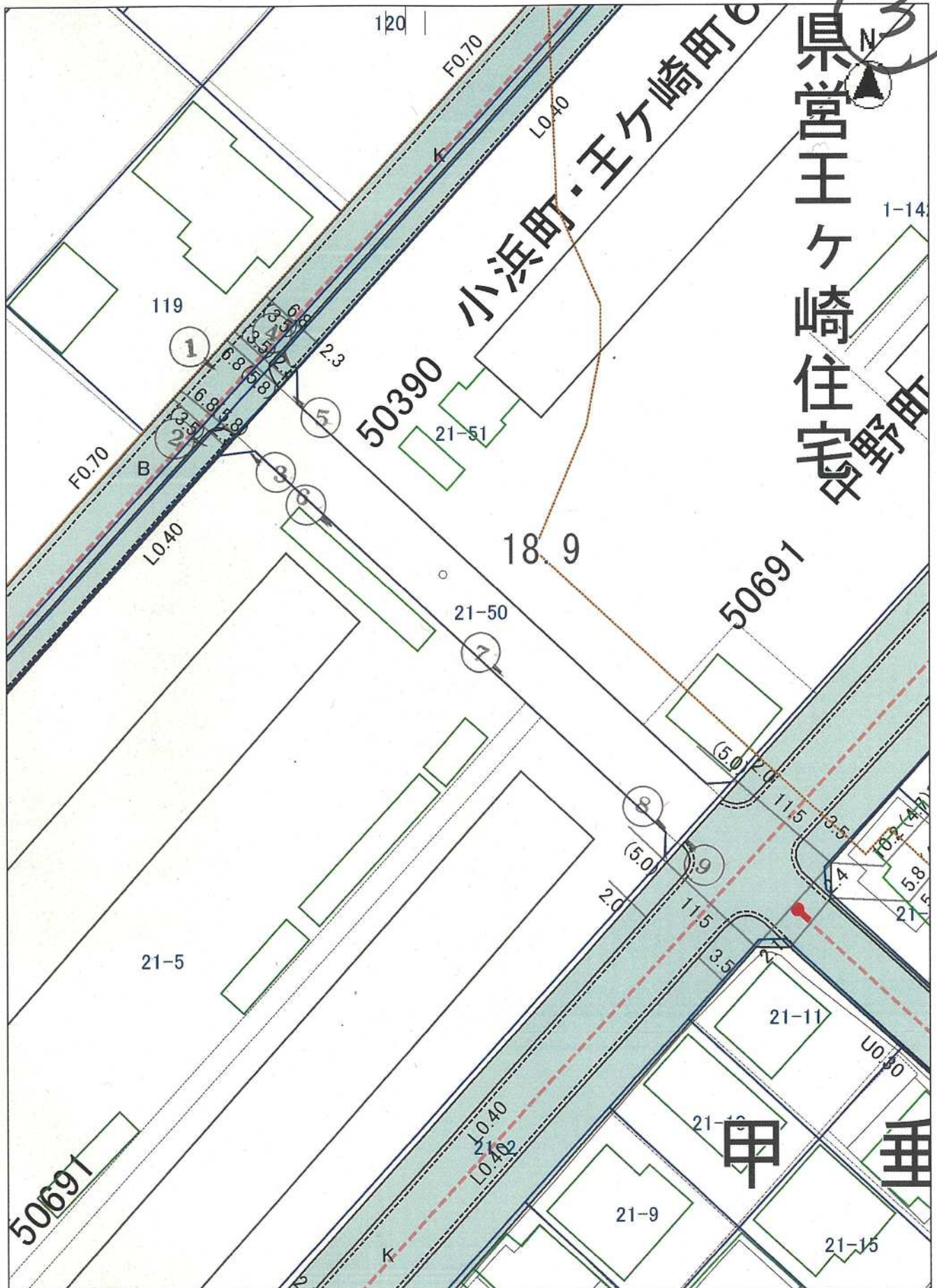
この図面は、概略位置を示すものであり
現地とは異なる場合がありますので
権利関係には使用できません

筆面、家屋外形図は参考図です



ユーザーID: dobokukanri_26

印刷日: 令和05年06月28日



この図面は、概略位置を示すものであり
現地とは異なる場合がありますので
権利関係には使用できません

筆面、家屋外形図は参考図です

縮尺 1 : 500



ユーザーID: dobokukanri_26

印刷日: 令和05年06月28日



No. 1

③路線



No. 2

バチ内に電柱

側溝もバチに沿っていない



No. 3



No. 4

対側同様に側溝が

バチに沿っていない



No. 5



No. 6



No. 7

乗り入れ部の側溝が

市の基準に合っていない



No. 8

県用地内樹

躯体が壊れている



No. 9



No. 10

②路線



No. 11



No. 12

側溝上に別の構造物
が乗っている



No. 13

転落防止柵

本来不要



No. 14

県用地バチ内にL字が
立ち上がっている



No. 15



No. 16

停止線の長さ



No. 17



No. 18



No. 19



No. 20

道路用地と民地に

高低差あり



No. 21



No. 22



No. 23



No. 24



No. 25



No. 26

縦断勾配

(5.0%の範囲内かは不明)



No. 27



No. 28

①路線

縦断勾配あり



No. 29



No. 30

道路用地との高低差あり



No. 31



No. 32

作楽荘側まで行くと
高低差はほぼ解消されて
いる



No. 33



No. 34

余 白

余 白